

福島県郡山合同庁舎整備基本計画 (改訂版)

令和3年11月改訂

福島県

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 1. 策定の目的 | 1 |
| 2. 新庁舎整備の基本的な考え方 | 2 |
| 2.1 新庁舎整備の基本方針 | 2 |
| 2.1.1 県民の利便性に配慮した庁舎 | 2 |
| 2.1.2 県民の安全・安心の拠点となる庁舎 | 3 |
| 2.1.3 人にやさしく、環境に配慮した庁舎 | 3 |
| 2.1.4 社会環境の変化に柔軟に対応できる庁舎 | 3 |
| 2.2 建設予定地の位置 | 4 |
| 3. 郡山合同庁舎に求められる機能 | 5 |
| 3.1 既存施設の課題整理 | 5 |
| 3.2 新庁舎に求められる機能 | 7 |
| 3.2.1 県民利便性 | 7 |
| 3.2.2 県の中央に位置する合同庁舎の利点を活かした計画 | 9 |
| 3.2.3 防災拠点施設 | 9 |
| 3.2.4 ユニバーサルデザイン | 11 |
| 3.2.5 行政機関機能 | 11 |
| 3.2.6 環境負荷低減 | 13 |
| 3.2.7 社会環境の変化への対応 | 15 |
| 4. 諸条件の整理 | 16 |
| 4.1 各種関係法令上の制約条件 | 16 |
| 4.2 上位・関連計画等 | 17 |
| 4.3 施工条件の整理 | 17 |
| 4.4 自然環境条件の整理 | 18 |
| 5. 庁舎規模 | 20 |
| 5.1 庁舎規模の検討 | 20 |

| | |
|------------------------|----|
| 6. 建築計画 | 21 |
| 6.1 配置計画の基本的な考え方 | 21 |
| 6.2 駐車場計画の方針 | 23 |
| 6.2.1 駐車場計画の基本的な考え方 | 23 |
| 6.2.2 必要な駐車台数の検討 | 23 |
| 6.3 執務空間及びフロア構成の考え方 | 24 |
| 6.3.1 利便性を考慮した執務空間のあり方 | 24 |
| 6.3.2 フロア構成の考え方 | 25 |
| 6.4 構造計画及び設備計画に関する考え方 | 25 |
| 6.4.1 構造計画 | 25 |
| 6.4.2 設備計画の考え方 | 26 |
| 6.5 景観計画に関する考え方 | 28 |
| 7. 事業計画 | 29 |
| 7.1 全体事業費 | 29 |
| 7.2 事業スケジュール | 29 |
| 7.3 財源 | 29 |
| 7.4 ライフサイクルコストの縮減 | 29 |
| 7.5 事業手法の検討 | 30 |

1. 策定の目的

郡山合同庁舎は、建築年数の経過や行政需要の増大に伴う老朽化・狭あい化等の課題の解決を図るため、昭和 63 年度から新合同庁舎整備に向けて検討を進め、平成 14 年度には実施設計まで完了したところではありますが、財政事情により事業着手には至りませんでした。

その後、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により庁舎が被災し、復旧が困難な北分庁舎は解体せざるを得なくなりました。解体を免れた庁舎についても耐震化の必要性が顕在化するとともに、更なる老朽化や狭あい化が進んだことで、利便性や安心・安全の確保という観点からも多くの課題を抱える状況となり、新たな郡山合同庁舎を整備する必要性が高まりました。

このため、平成 26 年 11 月に「郡山合同庁舎整備方針」、平成 28 年 2 月に「郡山合同庁舎整備基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定し、庁舎の基本理念、場所、規模など、庁舎整備にあたっての基本的事項についてとりまとめました。

さらに、基本構想でとりまとめた庁舎整備の基本理念を実現するため、郡山合同庁舎に求められる機能を整理するとともに、庁舎規模や建築計画、今後の基本設計に反映すべき諸条件等の整理・検討を行い、平成 29 年 5 月に「福島県郡山合同庁舎整備基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

今回策定する「福島県郡山合同庁舎整備基本計画（改訂版）」は、平成 29 年 5 月の基本計画の策定以降に生じた近年の大きな社会環境の変化（新型コロナウイルス感染症の流行、大規模災害の頻発化、「働き方改革」や「デジタル変革」等の行政事務効率化及び地球温暖化対策の更なる推進）に対応するとともに、SDGs の理念を踏まえた庁舎とするため、これらに係る項目等について調査・検討等を行い、今後の基本設計・実施設計の基礎となる諸条件等の整理をするものであります。

2. 新庁舎整備の基本的な考え方

現在、郡山合同庁舎が抱える諸課題を解決するとともに、これからの庁舎整備に求められる要件を充足させることを目指し、郡山合同庁舎整備の基本的な考え方を以下のとおりとします。

2.1 新庁舎整備の基本方針

郡山合同庁舎は、県行政機関として県民に密接な業務を行う出先機関が入居している庁舎です。そのため、来庁者にとってわかりやすく、スムーズに行政サービスを受けられる環境を整備します。

また、災害対策地方本部としての機能も有しており、大災害時の迅速な対策活動が可能となるよう高い防災機能を有した庁舎整備を行います。

なお、ユニバーサルデザイン、行政事務効率の向上、維持管理のしやすさ、環境への影響等に配慮した庁舎とします。

おって、新型コロナウイルス感染症の流行、「働き方改革」や「デジタル変革」等、社会環境の変化に柔軟に対応できる庁舎とします。

さらに、SDGs（※）の理念を踏まえた庁舎とします。

※SDGs：Sustainable Development Goals の略称

世界が抱える課題を解決し、誰一人取り残さない、多様性と包摂性のある持続可能な社会の実現のため、平成27年の国連サミットで決定した国際社会の共通目標。

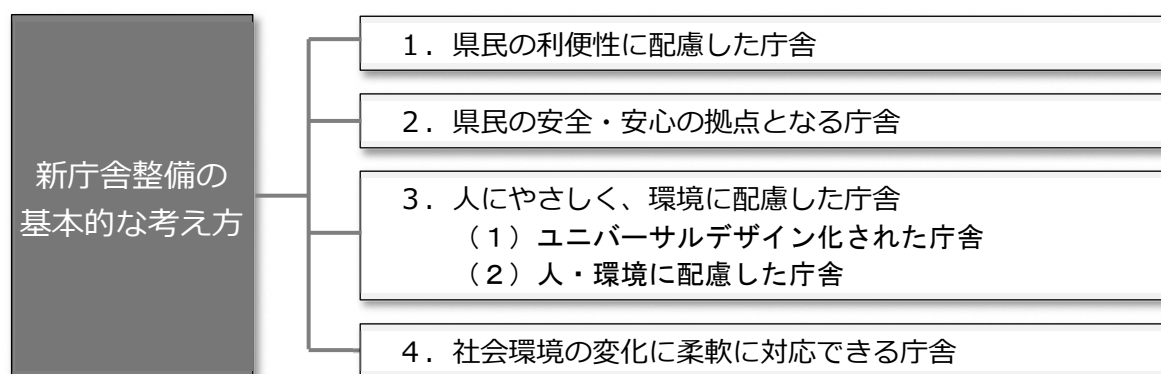


図1 新庁舎整備の基本的な考え方

2.1.1 県民の利便性に配慮した庁舎

来庁者にとってわかりやすく、利用しやすい庁舎とするため、各機関の適切な配置や十分な駐車スペースの確保を行います。

職員が必要な行政サービスを的確に提供できる、使いやすく、働きやすい庁舎とします。

2.1.2 県民の安全・安心の拠点となる庁舎

郡山合同庁舎は災害対策地方本部としての機能を有しており、大災害時においても来庁者や職員の安全性を確保するとともに、庁舎としての機能を継続的に維持し、災害対応等の業務を速やかに行えるようにする必要があります。

そのため、建物の耐震性能や設備のバックアップ機能を確保するなど、防災拠点として相応しい庁舎とします。

2.1.3 人にやさしく、環境に配慮した庁舎

(1) ユニバーサルデザイン化された庁舎

障がい者や高齢者、子ども連れの来庁者等、すべての人に配慮したユニバーサルデザインの考え方を導入し、安全でわかりやすく利用しやすい庁舎とします。

(2) 人・環境に配慮した庁舎

庁舎整備にあたっては、職員の生産性や執務効率向上のため、職員が働きやすい職場環境を整備します。

また、県産材を活用するなど、自然にある素材や人にやさしい素材を積極的に使用し、快適な空間を整備します。

さらに、自然エネルギーを有効に活用し、省エネルギー・省資源等の積極的な推進を図ります。

2.1.4 社会環境の変化に柔軟に対応できる庁舎

県民が快適に行政サービスを楽しむことができる環境を確保するため、新型コロナウイルス感染症の流行による「新しい生活様式」のような社会環境の変化に対応できる庁舎を整備します。

また、「働き方改革」や「デジタル変革」等の行政事務効率化や県の組織改編等、行政需要の変化に対応可能な柔軟性に富んだ庁舎を整備します。

2.2 建設予定地の位置

建設予定地のある郡山市は、安積原野と呼ばれる福島県の中央部に位置しています。同時に、東北新幹線や東北本線・磐越西線・磐越東線・水郡線の鉄道網及び東北自動車道・磐越自動車道・国道4号・国道49号などの主要幹線道路の結節点となっており、地理的な中心であるだけでなく、交通の要衝となっています。

建設予定地は主要幹線道路付近に位置するとともに、安積永盛駅から約1.5km、徒歩約20分の立地です。郡山駅からも約3.5kmの距離にあり、県内各所からのアクセスに恵まれています。

以上の立地特性を踏まえ、県中地方の合同庁舎としての機能充実を図ることに加え、県の中央に位置する合同庁舎という利点を活かした庁舎整備を行います。



図2 県内における建設予定地の位置



図3 建設予定地周辺の状況

3. 郡山合同庁舎に求められる機能

現在の郡山合同庁舎は、築 90 年以上経過しており、老朽化や狭あい化に加え、これまでの間、組織改編や行政機能の追加変更などを経ているため、以下のとおり執務空間として多くの課題を抱えています。

新庁舎整備にあたっては、これら課題の解決を行うとともに、「2. 新庁舎整備の基本的な考え方」に基づき、庁舎に求められる要素と機能を整理し、それらを踏まえた庁舎整備を行います。

3.1 既存施設の課題整理

郡山合同庁舎に求められる機能を検討するにあたり、現在の郡山合同庁舎における課題を以下のとおり整理します。

(1) 行政機能における課題

- ・各機関とも狭あい化が進み、通常の執務空間はもちろんのこと、来客対応や庁内打合せ等を行うスペースも不足しています。
- ・本来は連続する一体的空間として整備すべき各機関の執務室が、廊下や壁で空間的に分断されており、各機関の連携が図りにくく、業務に支障をきたしています。
- ・同一の機関や関連性の高い機関が離れた場所に配置され、来庁者の多い窓口部門が利便性の低い場所に配置されている等、来庁者にとってわかりにくく、利用しにくい配置構成となっています。

(2) 執務環境機能における課題

- ・現場に近い出先機関であることから、管内出張が多く、作業着等への着替えを行う機会が多いのにも関わらず、更衣ロッカーを置くスペースがなく、やむを得ず廊下等に設置している機関が多い状況です。
- ・警報待機等における仮眠室、シャワー室、職員の休憩室が整備されていません。
- ・書庫が不足しているだけでなく、書庫内環境が悪く、書類の保存状態が悪化しています。
- ・県の施策や地域情報を発信するスペースがありません。
- ・エレベーターがなく、荷物等の搬出入が困難です
- ・執務スペースの壁が多く、改修の制約、業務の連携の阻害要因となっています。

(3) 防災拠点施設における課題

- ・令和元年度に耐震改修工事が完了しましたが、新庁舎建設を踏まえ改修範囲を限定したため、大規模災害発生時における防災拠点施設として機能するために必要な耐震性能が万全とはいえません。
- ・設備等のバックアップ機能が整備されていません。
- ・敷地内のスペースに余裕がないため、大災害時における関係機関等が活動を行うスペースが十分に確保されていません。

(4) 来庁者の利用における課題

① 来庁者駐車場

- ・十分な駐車台数が確保できていません。
- ・一台あたりの駐車スペースが狭く、非常に駐車しにくい状況です。
- ・車路スペースが狭く、来庁者が集中すると渋滞が発生しやすい状況です。
- ・歩車道が分離されておらず、歩行者の安全確保が十分とはいえません。
- ・車を一時的に駐車するスペースがなく、乗り降りが不便な状況です。

② 来庁者向けスペース

- ・相談窓口対応のスペースが不足しており、環境の悪い場所やプライバシーの確保が不十分な空間で対応せざるを得なくなっています。
- ・窓口機能の待合スペースが狭く、共用空間も極めて少ないため、来庁者が集中する機関の待合スペースは常時不足している状況にあります。

(5) ユニバーサルデザインにおける課題

- ・庁舎内のいたるところに段差があることに加え、エレベーターも設置されておらず、高齢者や障がい者にとって非常に利用しにくい施設となっています。
- ・書庫や更衣ロッカーを置くスペースが十分に確保されておらず、廊下に什器等を設置せざるを得ない状況にあるため、廊下幅が狭くなっており、歩行安全性や見通しを低下させる要因となっています。
- ・バリアフリートイレやトイレ内のベビーチェア、授乳室等の設備が十分に整っておらず、子育て世代にとって利用しにくい施設となっています。

(6) 地球温暖化対策における課題

- ・設備機器が古く、近年の高効率機器と比較してエネルギー効率が低い状況にあります。
- ・断熱性能が確保されていない開口部等により、熱負荷の低減が十分に図られていません。
- ・再生可能エネルギーの活用が図られていません。
- ・令和3年2月に「福島県 2050年カーボンニュートラル」を宣言したところであり、地球温暖化対策の一層の強化、推進に取り組む必要があります。

(7) 「新しい生活様式」における課題

- ・来庁者の待合室等のスペース、職員の執務スペースともに狭く、各所で「3つの密（密閉・密集・密接）」が懸念される施設となっています。
- ・トイレ等、不特定多数が利用する場所の水道や照明スイッチが非接触化対応しておらず、感染リスクの低減が図られていません。
- ・WEB会議等で使用できる会議室が不足しています。

3.2 新庁舎に求められる機能

3.2.1 県民利便性

(1) 各機関の適切な配置

① 機能の集約による県民の利便性向上

- ・合同庁舎機能をひとつの建物に集約するとともに、各機関の配置を同一階又は近接階にするなど、来庁者にとって目的箇所がわかりやすい配置構成とすることで、誰にもわかりやすく、訪れやすい庁舎とします。

② 窓口部門の低層部への配置

- ・来庁者の多い窓口部門を低層階に集約し、来庁者にとって移動距離の短い庁舎とします。特に高齢者や障がい者等が来庁しやすい環境にするため、相談室を低層階に配置し、執務スペースと来庁者対応スペースを分けるなど、質の高いサービスを提供できる空間づくりを検討します。
- ・来庁者用カウンターを設置することを検討し、見通しのよい庁舎とします。
- ・プライバシーへの配慮が必要な窓口には、衝立を設置するなど、手続業務の効率の向上とプライバシーの確保を両立するための手法を検討します。併せて、相談室として使用可能な小会議室を設置することを検討し、プライバシーの確保が重要な相談にも対応可能な庁舎とします。

| | |
|---|--|
|  |  |
| 開放的な窓口（福島県パスポートセンター） | 見通しとプライバシー確保に配慮した カウンター（長野市） |

③ 待合スペース及び情報発信スペース

- ・来庁者の多い1階の共用部分に、待合スペースの設置を検討します。
- ・待合スペースには、県や市町村の情報が発信できるスペースを確保するなど、待たされ感を低減する手法について検討します。

④ 駐車スペース

- ・来庁者の多くが自動車を利用されている現状を踏まえ、自動車によるアクセスのしやすさに配慮し、十分な来庁者用駐車場台数を確保します。
- ・庁舎前には車の乗降スペースを整備するとともに、雨や雪の日の利便性に配慮して車寄せへの庇の設置を検討します。

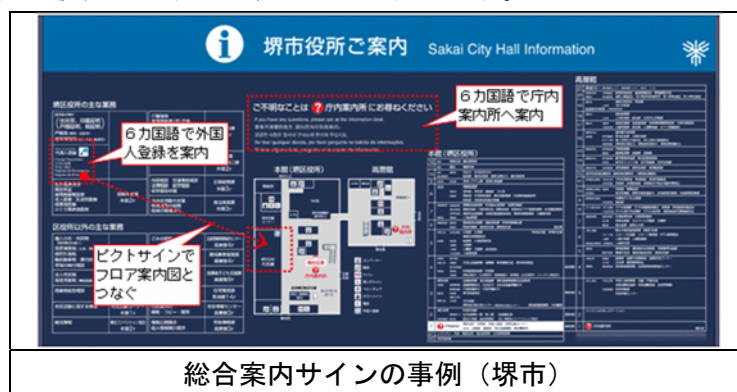
- ・ 1台あたりの駐車スペースは、ゆとりのある寸法を確保し、事故防止や利便性、安全性の確保に配慮します。
- ・ 歩行が困難な方が駐車するための「おもいやり駐車場」は、庁舎エントランス付近に設置するとともに、屋根の設置を検討します。



おもいやり駐車場（福島県庁北庁舎）

(2) わかりやすく安全な利用者動線

- ・ 来庁者にとって、シンプルでわかりやすい施設形状、移動距離の短い利用者動線となるよう、各事務所を適切に配置します。
- ・ 来庁者が迷わずに目的地に向かえるように、総合案内サインや各所の誘導サインの設置に加え、音声案内や誘導ブロック、点字サイン、ピクトサイン、多言語サインなどを検討し、誰にもわかりやすいサイン計画とします。案内サインは、番号表記や機関ごとの色分けなど、初めて訪れた人にもわかりやすい工夫を検討します。
- ・ 廊下や階段は十分な幅を確保するとともに、エレベーターは、使用人数や用途等を踏まえて必要な大きさや台数を整備します。
- ・ 外構や駐車場からの歩行者用通路は明確な歩車分離を行い、歩行者の安全性を確保します。
- ・ 積雪時にも車路や駐車スペースが十分確保できるよう、除雪のしやすさを考慮に入れた敷地内の配置を検討します。
- ・ 間仕切りが少なく、自然光が入る明るい庁舎とすることで、フロア全体の見通しを確保し、行き先が視認しやすい庁舎づくりを行います。



総合案内サインの事例（堺市）

3.2.2 県の中央に位置する合同庁舎の利点を活かした計画

(1) 県内市町村等の機関が集まることのできるスペース

- ・県の中央に位置する利点を活かすため、会議や説明会等で多目的に使用可能な大会議室を整備します。

(2) 防災拠点機能の拡充

- ・県の中央に位置する合同庁舎という利点を活かし、県全体の防災力向上に寄与する施設とすることを検討します。
- ・駐車場敷地を災害時の防災活動スペースとして活用するなど、関係機関の活動拠点としての利用を図ります。

(3) ビッグパレットふくしまとの連携

- ・隣接するビッグパレットふくしまにおける来場者用駐車場の不足という課題にも対応できるように、郡山合同庁舎駐車場を活用することで、敷地の有効利用を図ります。
- ・ビッグパレットふくしまと隣接するメリットを活かし、ビッグパレットで県や市が主催するイベントとの連携が可能な計画とします。

3.2.3 防災拠点施設

郡山合同庁舎は、災害対策地方本部としての機能を有しており、令和元年東日本台風等の大規模災害時においても来庁者や職員の安全性を確保するとともに、庁舎としての機能を継続的に維持し、災害対応等の業務を速やかに行えるようにするため、以下のとおり防災拠点施設として必要な機能等を整備します。

(1) 災害対策地方本部として必要な機能

① 本部室スペース（本部員会議室、事務局室、情報連絡員控え室）

- ・本部員会議室にはテレビ会議室の機能を設けます。事務局室は、関係機関からの情報連絡員や応援職員等が多数参集しても活動しやすいよう十分な広さとフレキシビリティを備えたものとします。平常時には、会議室として利用します。
- ・本部室スペース及び災害対策地方本部として必要な設備機器は、浸水の可能性を考慮して2階以上に設置します。

② 必要な設備

- ・関係機関との情報収集・発信、指揮機能を発揮できるよう、各室に必要な通信回線（電話、ファックス、LAN回線、総合情報通信ネットワーク、緊急時連絡網システム等）、電源設備を設置することについて検討を行います。なお、総合情報通信ネットワークの整備には、アンテナを設置する必要があり、屋上に設置することを検討します。

③ 災害対応職員向けスペース

- ・災害対応職員向けに3日相当の食料及び災害対策本部の業務用の通信機器（電話等）

を保管するスペースを確保することについて検討します。

- ・大規模災害時、24 時間体制となる災害対応職員向けに仮眠室、シャワー室を整備することについて検討します。なお、通常時は、休憩室等としての利用を想定します。

④ 敷地の活用（通常時は駐車場として利用）

- ・自衛隊等関係機関が円滑に災害対応等の活動ができるためのスペースを確保するため、駐車場敷地内の段差を少なくすることについて検討します。



(2) 建物の防災機能

① 建物の耐震性

- ・新たな郡山合同庁舎は、県中地域の防災拠点施設としての機能を有しており、大地震時（※1）においても来庁者や職員の安全を確保するとともに、建物、設備、システムや什器備品に至るまで、従来の機能が継続的に維持できる構造を採用し、災害等に強い庁舎を目指すこととしております。
- ・このことから、福島県土木部で策定した「福島県建築設備耐震・対津波計画指針」（※2）に基づき、新たな郡山合同庁舎における施設区分を「甲類1」（※3）とします。

（※1）震度6強以上に達する地震を指します。

（※2）県有建築物における建築設備の耐震・対津波計画・設計をするにあたり、大規模災害及び防災計画、施設整備指針等を踏まえた耐震性能や機能確保の目標を達成するための基本的な考え方を示すことを目的に福島県土木部が策定したものです。

（※3）甲類1：県の合同庁舎等地域防災計画で「防災拠点施設」として分類され、災害時の連絡通信・活動指令等、防災拠点としての諸機能の確保を必要とする施設を指します。

② 設備等のバックアップ

- ・「福島県地域防災計画」及び「福島県業務継続計画」に基づき、防災拠点施設として必

要な電気やガス、水道等のライフラインをバックアップします。非常用発電機は 72 時間以上の連続運転が可能な燃料を確保します。

- ・再生可能エネルギーを利用した蓄電池や電気自動車の活用等、多様な電源確保手段を検討します。

③ 建物の浸水対策

- ・大雨等の際にも機能を継続させるため、原則として地下利用はせず、また、設備機器を含めた浸水対策を講じます。

3.2.4 ユニバーサルデザイン

(1) ユニバーサルデザインの考え方を反映した庁舎

- ・来庁者が利用する廊下等は、段差がなく、十分な幅を確保するとともに、手すりの設置を検討します。
- ・車いす利用者等に配慮したエレベーターを適切に設置します。
- ・初めて訪れた来庁者が迷わずに目的地に向かえるようなわかりやすいサイン計画とします。
- ・バリアフリートイレを設置し、オストメイトに対応したトイレを整備します。
- ・ベビーチェアやベビーシート、授乳室を設置します。
- ・補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）への配慮など、きめの細かいユニバーサルデザインを徹底します。



オストメイト対応トイレ（福島県庁西庁舎）

3.2.5 行政機関機能

(1) 利便性が高く快適な執務空間

- ・執務室は十分な自然採光、自然通風が得られる計画とし、業務に集中できる環境を整備します。
- ・ワンフロアの面積を広く確保して関係機関を同一階に配置するとともに、見通しのよい執務環境を確保することで、業務における連携やコミュニケーションが図りやすい庁舎とします。
- ・来客対応や業者の出入りの多い所属においては、執務室内を窓口空間と執務空間とを明

確に分けるなど、来庁者の状況がわかりやすく、窓口業務が行いやすい環境とするとともに、個人情報等の保護や執務効率の向上を図ります。

- ・現場等への外出が多く、着替えが頻繁に必要な機関が多く入居することに配慮し、各機関に近接する男女別の更衣室を設置します。
- ・各フロアに適切な数のトイレを設置し、執務室から近く、利用しやすい環境とします。
- ・職員の執務効率向上のため、休憩室や給湯室等のリフレッシュスペースを確保します。

(2) 会議機能

- ・大人数から少人数までの幅広い会議室需要を考慮し、大・中・小の会議室を設置します。
- ・県の中央に位置する合同庁舎の利点を活かして、県内市町村から集まることなどを想定し、200人程度の大規模で多目的に活用可能な大会議室の整備を検討します。
- ・各会議室は、職員によって日常的に移動可能な間仕切りを設置し、参加人数に応じた様々な広さが確保できる計画とすることで、稼働率の向上を図ります。間仕切りにより WEB 会議室として使用できるよう、適切な遮音性能の可動間仕切りや WEB 会議用の設備を整備します。
- ・ミーティングスペースについては、各機関の特性に応じて業務連携の促進や事務の効率化が図られるような配置箇所について検討します。
- ・大会議室については、広さや用途に応じて必要な映像・音響設備の整備を検討します。



移動間仕切りのある会議室（太田市）

(3) 保管機能

- ・重要書類や県民のプライバシーにかかわる個人情報等が、安全に管理できる計画とします。
- ・庁舎内に必要かつ十分な倉庫及び書庫を整備します。各機関の専用の書庫は、極力執務室と同一階に配置します。
- ・集密書架による保管など、面積効率の高い保管機能を計画します。
- ・書架の転倒防止対策を検討し、災害直後でも機能に支障のない計画とします。

(4) 防犯性・セキュリティ

- ・ 個人情報扱う機関や室は、利用者動線から離れた盗難等のおそれが少ない場所に設置する等、セキュリティに配慮した適切なゾーニングを行います。
- ・ 深夜や休日においても緊急対応ができるよう、夜間や休日用の限定された出入口を設置するなど、防犯性やセキュリティに配慮した管理しやすい庁舎とします。

3.2.6 環境負荷低減

「福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針」及び「福島県再エネ・省エネ推進建築物設計ガイドライン」に基づき、再生可能エネルギーの導入及びエネルギーの効率的な利用を図り、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）等の認証取得についても検討します。

なお、各種設備の導入に際してはランニングコストも踏まえた費用対効果を検証の上で、採用の有無を検討します。

(1) 自然エネルギーの有効活用

- ・ 冬季にも比較的日照時間が長い特性を踏まえ、太陽光発電設備を導入します。
- ・ 執務室には十分な自然採光、自然通風が得られる計画とします。
- ・ 地中熱の空調等への利用など、安定した自然エネルギーを有効に活用する手法を検討します。
- ・ 更なる環境負荷低減のため、電気自動車の受給電設備の設置や水素エネルギーの活用等について検討します。
- ・ 将来の技術革新等も見据え、再生可能エネルギー設備が増強可能な計画とします。

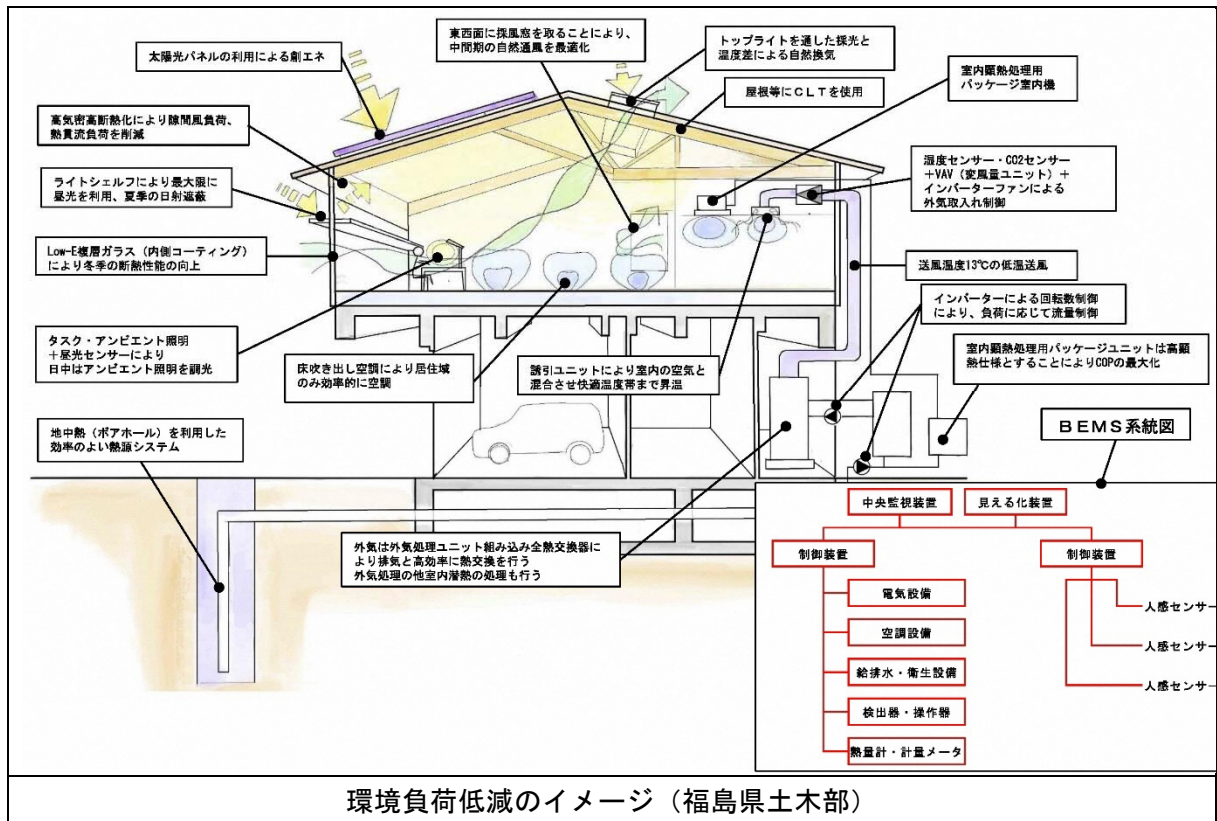
(2) 省エネルギー

① 負荷の抑制

- ・ 建物配置の配慮や十分な断熱性能の確保により、熱負荷の低減を図ります。
- ・ 複層ガラスや夏季の日射を遮蔽する庇等の設置により、開口部からの熱損失・熱取得を低減し、冷暖房負荷を削減します。

② エネルギー・資源の有効活用

- ・ 執務空間等に自然採光や自然通風を積極的に取り入れることで、空調期間や照明の点灯時間の短縮を図ります。
- ・ LEDやトイレ等の人感センサーを導入し、執務室の昼光利用制御の導入も検討します。
- ・ 災害時の利用も想定し、雨水利用システムの採用を検討します。
- ・ 水使用量の削減を図るため、水栓やトイレ、シャワー等に節水型機器の採用を検討します。
- ・ 変圧器や空調機、ポンプ等には、高効率機器を採用し、消費エネルギーを削減します。



(3) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）

- ・建設副産物の現場内再使用、他工事での再利用、再資源化等リサイクルの促進を検討します。

(4) 長寿命化

- ・社会ニーズや周辺環境の変化等に対応できるよう、フレキシビリティの高い庁舎計画とします。
- ・構造種別及び形式に応じて、躯体の耐久性向上、劣化防止により、長寿命化を図ります。
- ・内外装仕上げや設備機器は、設置場所に応じた高耐久な仕様を選定します。
- ・原則として将来の設備更新に配慮した汎用品を採用するとともに、メンテナンスや将来の更新・増設等に対応可能なスペースを確保します。

(5) 県産材の積極的な活用

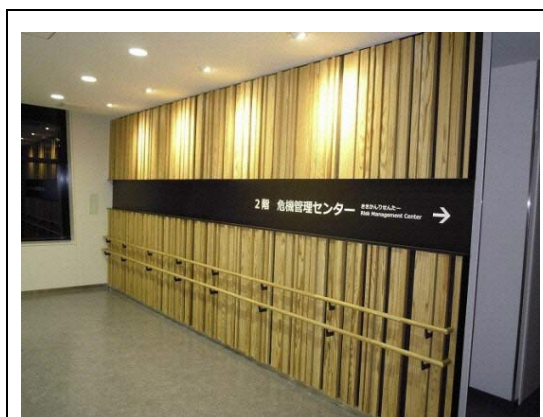
- ・「ふくしま県産材利用推進方針」に基づき、内装等について可能な限り木質化を図ることを検討するとともに、木質化にあたっては、県産材を積極的に活用します。

(6) 自然素材やエコマテリアルの採用

- ・資源の枯渇に配慮した材料、リサイクルが容易な材料、環境負荷の少ない材料等を積極的に活用します。

(7) 周辺環境への貢献

- ・外構は緑化により、潤いのある景観づくりに貢献します。
- ・駐車場は、透水性舗装の採用による雨水の流出抑制を検討します。



県産材の活用（福島県庁北庁舎）

3.2.7 社会環境の変化への対応

(1) 「新しい生活様式」への対応

- ・建築基準法や空調・衛生工学会の規格を満たす能力の機械換気設備の設置に加え、自然通風による換気が可能な窓の配置や気流の計画などを検討します。来庁者や職員が多数滞在し会話をする可能性のある場所については特に配慮します。
- ・窓口や打合せスペース等の会話を伴う箇所へのパーティション等の設置、手を触れやすい部分への抗菌素材の採用、衛生器具等への非接触型機器の採用など、今後の感染症対策の動向を注視しながら適切な対策を検討します。

(2) 社会ニーズの変化や県の組織改編等に対応するフレキシビリティの高い庁舎

- ・設備改修やメンテナンス等がスムーズにできるように、適切な階高の確保や機械室等の適切な配置やスペースについて検討します。
- ・耐震壁が必要となる場合には、外壁やコア周り等に配置することで、将来のプラン変更等、改修の自由度を確保します。
- ・フリーアクセスフロアを採用するなど、組織改編や人事異動等に伴う席配置の変更等に柔軟に対応できる執務室とします。
- ・「福島県デジタル変革（DX）推進基本方針」に基づき、庁内無線 LAN 設備の設置を検討します。
- ・働き方改革の推進を見据え、WEB 会議室や職員等が利用できるサテライトオフィスを設置します。

(3) 周辺環境の変化への対応

- ・動線計画や景観形成に大きな影響を与える周辺環境の変化が生じた場合においても、柔軟に対応ができる計画とします。

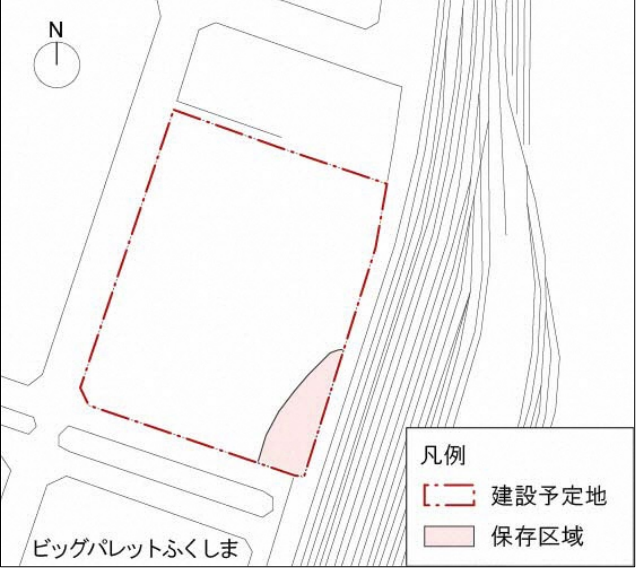
4. 諸条件の整理

各種関係法令上の制約など、基本設計において反映すべき諸条件等について以下のとおり整理します。

4.1 各種関係法令上の制約条件

(1) 建築基準法関連

表 1 制約条件

| | |
|------------|---|
| 用途地域 | 準工業地域 |
| 建ぺい率 | 60% |
| 容積率 | 200% |
| 防火地域 | 準防火地域 |
| 日影規制 | なし |
| 道路斜線 | 勾配 1.5 |
| 電波伝搬障害防止区域 | 該当しない |
| 埋蔵文化財包蔵地 | <p>【荒井猫田遺跡】(敷地南東部約 1,800 m²)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存区域は地盤面より 1m の深さまでは掘削可能で、転圧は可能です。 ・駐車場または緑地としての利用は可能ですが、遺跡保存面を荒らさないように樹種、照明器具等の選定に留意が必要です。  <p>凡例 建設予定地 保存区域</p> <p>※上図は概略位置を示したものであり、正確なものではありません。</p> |
| 地区計画 | <p>【郡山南拠点地区計画】(一部抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地は「シビックゾーン」として公益的施設以外の施設を制限。 ・建築物の敷地面積の最低限度は 10,000 m²。 ・その他、壁面の位置の制限、建築物の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限。 |
| 開発許可 | <p>開発行為が発生する場合には、敷地面積の3%以上の「公園等」の設置が必要となります。ただし、法面に緑地を整備したとしても「公園等」には含まれません。また、調整池の要否に関して、郡山市との協議が必要となります。</p> |

(2) 福島県および郡山市の主な指導要領等

- ・中高層建築物の建築に関する指導要綱（郡山市）

(3) ユニバーサルデザイン関連

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・人にやさしいまちづくり条例（平成 7 年福島県条例第 22 号）

(4) その他

- ・土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）

4.2 上位・関連計画等

| |
|--|
| 福島県総合計画（令和 3 年 9 月策定） |
| 第 2 期福島県復興計画（令和 3 年 3 月策定） |
| 福島県地域防災計画（令和 3 年 3 月修正） |
| 福島県業務継続計画（本庁版）（令和 3 年 2 月改訂） |
| 福島県県中地方業務継続計画（平成 28 年 12 月改訂） |
| 福島県地球温暖化対策推進計画（平成 29 年 3 月改定） |
| 県中都市計画区域マスタープラン（平成 26 年 5 月策定） |
| 郡山市都市計画マスタープラン 2015（平成 27 年 6 月改訂） |
| その他の指針等 福島県建築設備耐震・対津波計画指針（令和 2 年 11 月改訂） ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針（平成 19 年 4 月改訂） 福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針（令和 3 年 4 月改訂） 福島県再エネ・省エネ推進建築物設計ガイドライン（平成 30 年 6 月策定） 福島県公共事業景観形成指針（平成 21 年 10 月策定） ふくしま県産材利用推進方針（平成 23 年 7 月策定） 福島県職員版働き方改革基本方針（令和元年 10 月策定） 福島県デジタル変革（DX）推進基本方針（令和 3 年 9 月策定） |

4.3 施工条件の整理

(1) 地盤

平成 9 年度に実施した地質調査によると、GL-17～19m 以浅の郡山層上部は、粘性土並びに砂質土の互層からなっており、各層の平均 N 値は N=10 前後です。GL-17～19m 以深の郡山層下部は、砂礫層が優勢な地層構成となっており、N 値が N=50 以上と高い値を示しています。

なお、基礎形式については、地質調査結果を踏まえ、設計段階で最適な形式を検討します。

(2) 敷地内外の高低差

敷地は概ね平坦となっていますが、敷地と道路に約 0.5～1m 程度の高低差があります。高低差の処理にあたっては、適切な勾配を確保するなどの配慮が必要です。

(3) 線路隣接地における制約条件

敷地は東側で線路と隣接しており、線路近接工事としての安全対策が必要となります。設計にあたり、JR 東日本との事前協議が必要となります。

4.4 自然環境条件の整理

(1) 気象の特性

気象データから、郡山市の気象の特性として以下を挙げるすることができます。

① 夏季

- ・日最高気温が 30℃ 以上の日も多く、近年増加傾向にあります。夏の空調負荷に留意する必要があります。
- ・近年、市内で集中豪雨やゲリラ豪雨による浸水、落雷による被害が発生しており、留意が必要です。

② 冬季

- ・強く冷たい季節風が吹き、氷点下となる日も多いため、凍結等に配慮が必要です。
- ・冬季は一定の降雪及び積雪があるため、雪を考慮した施設計画が求められます。

③ その他

- ・冬季を含め、年間を通じて一定の日照が得られるため、有効活用を図ります。

表2 郡山における主な気象データ

| | 気温 | | | 降水量 合計 | 日照時間 合計 | 全天 日射量 平均 | 雪 | | | | 風 | |
|-----|------|------|------|-----------|------------|----------------------|----|-----------|----------|---------------|----------|----------|
| | 平均 | 日最高 | 日最低 | | | | 合計 | 日合計 最大 | 最深 積雪 | 積雪5cm 以上日数 | 平均 風速 | 最多 風向 |
| | (°C) | | | (mm) | (h) | (MJ/m ²) | | | | | | |
| | 郡山 | 郡山 | 郡山 | 郡山 | 郡山 | 福島 | 福島 | 福島 | 福島 | 福島 | 郡山 | 郡山 |
| 1月 | 0.9 | 4.5 | -2.5 | 40.9 | 128.8 | 7.8 | 49 | 16 | 20 | 3.3 | 3.1 | 西北西 |
| 2月 | 1.4 | 5.5 | -2.3 | 27.6 | 140 | 10.7 | 34 | 13 | 15 | 2.2 | 3.3 | 西北西 |
| 3月 | 4.6 | 9.5 | 0.1 | 66.1 | 170.9 | 13.8 | 14 | 7 | 7 | 0.9 | 3.3 | 西北西 |
| 4月 | 10.5 | 16.1 | 5 | 75.4 | 181.6 | 16.8 | 1 | 1 | 1 | 0.2 | 3.2 | 西北西 |
| 5月 | 16.2 | 21.6 | 11.1 | 92.2 | 195.7 | 18 | — | — | — | 0 | 3 | 西北西 |
| 6月 | 20 | 24.8 | 15.9 | 120.6 | 148.9 | 16.3 | — | — | — | 0 | 2.3 | 南 |
| 7月 | 23.5 | 28 | 19.9 | 191.2 | 138.2 | 14.7 | — | — | — | 0 | 2.1 | 南 |
| 8月 | 24.5 | 29.4 | 20.7 | 144.4 | 164.3 | 14.9 | — | — | — | 0 | 2 | 南 |
| 9月 | 20.4 | 25.2 | 16.5 | 162.7 | 125.9 | 11.9 | — | — | — | 0 | 2 | 西北西 |
| 10月 | 14.5 | 19.4 | 10.1 | 126.5 | 133 | 10 | — | — | — | 0 | 2.2 | 西北西 |
| 11月 | 8.6 | 13.5 | 3.8 | 57.8 | 129.2 | 7.8 | 1 | 1 | 0 | 0.1 | 2.4 | 西北西 |
| 12月 | 3.4 | 7.5 | -0.4 | 38.1 | 124.6 | 6.6 | 24 | 10 | 12 | 1.7 | 2.7 | 西北西 |

※1 上記はすべて1991年～2020年の30年間の平均値です。(出典：気象庁)

※2 郡山で観測していない項目は、福島の値を参考として示しています。

表3 郡山における最高気温30℃以上の日数の変化

| 郡山 | | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 合計 |
|---------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|------|
| 日最高気温 | 30年平均 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.5 | 2.3 | 10.7 | 15.9 | 4.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 33.5 |
| 30℃以上日数 | 近10年 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 1.5 | 3.4 | 12.2 | 18.2 | 5.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 40.4 |

(2) 想定される災害の整理

浸水なし(出典：郡山市洪水ハザードマップ(2020(令和2)年4月))



※ 建設予定地の浸水履歴は確認されていませんが、区画整理によって土地形状が大きく変わっているため、過去の浸水履歴は参考になりません。

5. 庁舎規模

庁舎の面積算定においては、国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」を基本としますが、当該基準では算定しがたい項目については、現状面積又は県の他合同庁舎等での事例を参考に、3でとりまとめた課題の解決や求められる機能が満たされるための最低限の規模を確保します。

5.1 庁舎規模の検討

表4 庁舎規模の設定

| 項目 | 面積 | 主な機能 | 庁舎面積算定方法 |
|---------|-------------------------|--|------------------------------------|
| 執務室 | 約 3,230 m ² | 所属長室 ミーティング室を含む一般事務室 執務室内に設置する収納什器・備品のスペース | 国土交通省基準 |
| 執務関連室 | 約 615 m ² | パスポート室等の執務関連室 | 現状面積又は県内の他合同庁舎等の実績を参考に算定 |
| 会議室 | 約 770 m ² | 共用会議室・相談室 災害対策地方本部事務室等 (通常時は会議室として利用) | 200人規模の大規模な会議室及び現状程度の会議室 |
| 危機管理機能 | 約 205 m ² | 災害対応職員向け備蓄倉庫 災害対応職員向け仮眠室 災害対応職員向けシャワー室 (※災害対策地方本部関連室は、会議室で計上) | 県庁北庁舎での実績を参考に算定 |
| 専用・共用書庫 | 約 1,490 m ² | 書庫・倉庫 | 現地調査結果を踏まえ必要最小限の規模を算定 |
| 福利厚生室 | 約 305 m ² | 更衣室、売店等 | 更衣室:職員数に応じた規模 売店:国土交通省基準 |
| 来庁者向け諸室 | 約 150 m ² | 総合受付、県民ホール | 県庁西庁舎等を参考に算定 |
| 専用面積計 | 約 6,765 m ² | | |
| 共用面積計 | 約 3,735 m ² | 廊下、エレベーター、機械室、電話室、トイレ、授乳室、待合室、警備員室等 | 国土交通省基準及び他県庁舎等の事例における共用面積の割合を参考に算定 |
| 庁舎面積計 | 約 10,500 m ² | | |

※ 庁舎規模の内訳は、設計において、若干変動することがあります。

6. 建築計画

「5. 庁舎規模の検討」を踏まえ、建築計画の方針について、以下のとおり検討します。

6.1 配置計画の基本的な考え方

(1) 敷地条件の整理

- ・敷地と道路に高低差があるため、スロープ勾配を考慮したアプローチ動線を計画します。
- ・駐車場敷地については、ビッグパレットふくしまの来場者用駐車場不足への対応、災害時における自衛隊等関係機関の活動スペースなど、多様な活用が図れるよう、十分なスペースを確保するとともに、敷地内の段差を少なくするなどの配慮を行います。

(2) 配置計画の考え方

以上の点を考慮したうえで算出すると、必要な面積は以下の通りです。

① 敷地利用計画（必要な敷地面積の算出）

表5 必要な敷地面積

| | 面積 | 備考 |
|------------|-------------------------|-----------------------|
| 庁舎建築面積(※) | 約 4,000 m ² | 窓口業務等来庁者の多い機関等を配置します。 |
| 車庫 | 約 1,500 m ² | 約 50 台 |
| 駐車場 | 約 18,100 m ² | 約 600 台 |
| 駐輪場 | 約 450 m ² | 約 180 台 |
| 歩行者通路、車寄せ等 | 約 4,000 m ² | |
| 緑地・法面等 | 約 2,200 m ² | |
| 総計 | 約 30,000 m ² | |

※ 敷地面積の内訳は、設計において若干変動することがあります。

※ 敷地面積は、登記簿上 30,291 m²ですが、測量により、若干変動することがあります。

② 敷地の利用計画の考え方

- ・ 来庁者の利便性、執務環境、維持管理のしやすさ等の観点から、下表のように北側庁舎配置が優れていると想定されますが、基本設計において詳細検討し、決定します。

表 6 配置計画の比較

| | | 北側庁舎配置 | 南側庁舎配置 | 西側庁舎配置 |
|-------------|------------|--------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|
| 配置イメージ | | | | |
| 執務環境 | 採光 | 執務室は基本的に南面に配置可能であり、良好な採光が得られる | 執務室は基本的に南面に配置可能であり、良好な採光が得られる | 執務室は基本的に東面に配置可能であり、比較的良好な採光が得られる |
| | 静寂性 | 一部の執務室が線路に近接する可能性があるが、配置は工夫が可能 | 一部の執務室が線路に近接する可能性があるが、配置は工夫が可能 | 線路からの隔離を確保できる |
| 来庁者利便性 | 駐車場から庁舎の距離 | 庁舎から遠い場所が発生する | 庁舎から遠い場所が発生する | 駐車場からの距離が比較的短い |
| | 駐車場の積雪 | 雪が融けやすいため、冬でも利用しやすい | 雪が残っている場合などは利用に支障をきたす可能性がある | 雪が融けやすいため、冬でも利用しやすい |
| 維持管理 | 駐車場の積雪 | 南・東・西から日照が得られるため、融けやすい | 南からの日照が庁舎で遮られるため、融けにくい | 南・東から日照が得られるため、比較的融けやすい |
| 周辺への影響 | 日影 | 北側隣地に日影が発生する | 隣地への影響は少ない | 北側隣地に日影が発生する |
| 環境負荷 | 通風 | 冬の西風の遮蔽と中間期の南北方向の通風を両立可能 | 冬の西風の遮蔽と中間期の南北方向の通風を両立可能 | 冬の西風の影響を受けやすい |
| | 採光 | 執務室は基本的に南面に配置可能 | 執務室は基本的に南面に配置可能 | 執務室は基本的に東面に配置可能 |
| ビッグパレットとの連携 | 駐車場の活用 | ビッグパレットに近く、活用しやすい | ビッグパレットから駐車場がやや遠い | ビッグパレットに近く、活用しやすい |

③ 県道郡山停車場線（旧国道4号）からのアクセスの基本方針

- ・建設予定地の南側道路は、中央分離帯が設置されているため、建設予定地から県道郡山停車場線(旧国道4号)側への右折ができません。また、南側道路はビッグパレットふくしまのアクセス動線と重複することから、利便性や安全性の高い西側道路を使ってアクセスすることを原則とします。



空中写真出典：国土地理院

図4 県道郡山停車場線（旧国道4号）からのアクセス

6.2 駐車場計画の方針

6.2.1 駐車場計画の基本的な考え方

- ・来庁者の多くが自動車を利用されている現状を踏まえ、自動車によるアクセスのしやすさに配慮し、十分な来庁者用駐車場台数を確保します。
- ・庁舎前には車の乗降スペースを整備するとともに、雨や雪の日の利便性に配慮して車寄せへの庇の設置を検討します。
- ・1台あたりの駐車スペースは、ゆとりのある寸法を確保し、事故防止や利便性、安全性の確保に配慮します。
- ・「おもいやり駐車場」は、庁舎エントランス付近に設置するとともに、屋根の設置を検討します。
- ・外構や駐車場からの歩行者用通路は明確な歩車分離を行い、歩行者の安全性を確保します。

6.2.2 必要な駐車台数の検討

- (1) 屋外駐車場 約 600 台
- ・庁舎用駐車場約 450 台

(ビッグパレットふくしまの来場者用駐車場不足対応としての活用分を含む。)

- ・職員用約 100 台
- ・公用車約 50 台

(2) 車庫 約 50 台

- ・既存車庫と同等規模を確保することとし、50 台程度分確保します。
- ・タイヤや洗車道具等車に関する機材等のほか、道路維持等を行う専用車両を収納するためや当該業務を行うための関係機材等を保管するためのスペースとして活用します。

6.3 執務空間及びフロア構成の考え方

6.3.1 利便性を考慮した執務空間のあり方

(1) 基本的な考え方

- ・地下については、費用面や浸水のおそれのある地域であることなどを考慮して、設けないこととします。
- ・車庫については、費用面を考慮して、別棟で整備することとします。
- ・執務効率や連携のしやすさを向上させるため、各機関の執務室はワンフロアに集約して配置することを原則とします。やむを得ず複数階に分かれる場合には、隣接する階段等ですぐに往来が可能な計画とします。
- ・関連業務を行う執務室には間仕切りを設置せず、互いの様子が常に把握でき、連携が行いやすい執務空間とします。
- ・執務空間は、適切な奥行き寸法の設定等により、十分な採光・通風が確保できる計画とします。
- ・構造計画の工夫により、将来にわたるフレキシビリティの高い執務空間とします。

(2) 建物形状の検討

以下の理由により 3～6 階の範囲内で、基本設計において検討の上、決定します。

・ 3 階未満の計画について

通風や採光のため中庭を設置する必要があるため、建物外形が大きくなり、敷地の有効活用がしにくいこと、来庁者の水平移動距離が長く、複雑な平面計画になりやすいこと等から、適切ではないと考えられます。

・ 7 階以上の計画について

フロア面積が小さくなり、同一機関が複数階にまたがり、執務空間としての効率や一体感が低下すること、エレベーターや階段の面積が大きくなり、面積効率が低下することなどから、適切ではないと考えられます。

6.3.2 フロア構成の考え方

来庁者の多い機関や屋外から直接出入りが必要な機関は優先的に1階に配置し、防災拠点機能は災害時の迅速な対応を可能にするため、低層～中層階に配置します。その他の執務室は、各機関の関連性に配慮しながら設置階を検討します。

表7 フロア構成の考え方

| | |
|---------|--|
| 1階 | 窓口・相談関係機関、パスポートコーナー、大会議室、相談室、売店、受付、警備員室等 |
| 低層階～中層階 | 危機管理機能 |
| 中層階～高層階 | その他機関等 |

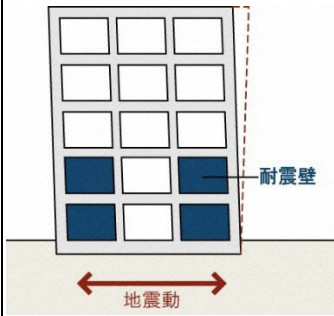
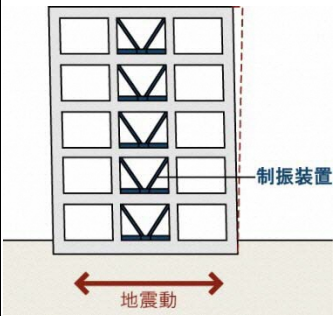
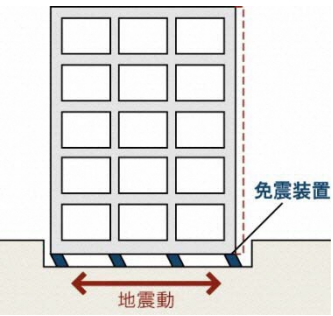
6.4 構造計画及び設備計画に関する考え方

6.4.1 構造計画

新たな郡山合同庁舎は、大地震時にも業務継続可能な施設とするため、免震構造とすることが望ましいと考えられますが、平面形状や階数、階層構成等により、各項目の重要度や有効性が大きく変動しますので、設計段階で建築計画を踏まえて改めて検討し、最適な構造形式・種別を採用します。

(1) 地震に対する構造形式の考え方

表8 構造形式の比較

| | 耐震 | 制振 | 免震 |
|-----------|---|--|---|
| 概念図 |  |  |  |
| 特徴 | 地震力に対し、柱や梁、壁の強度を上げて耐える | 地震による建物の揺れを、制振装置によって吸収する | 免震装置により、建物に地震の揺れを直接伝えない |
| 耐震性能 | △ | ○ | ◎ |
| 大地震後の使用継続 | △ 建物や設備機器に変形・損傷が発生する可能性がある | ○ 設備機器に若干の損傷が発生する可能性がある | ◎ 建物・設備機器ともに損傷が発生しない可能性が高い |
| 空間の自由度 | ○ | ○ | ◎ |
| イニシャルコスト | ◎ | ○ | ○ |
| ランニングコスト | ○ | ○ | ○ |

(2) 構造種別の考え方

構造種別は、S造・RC造・SRC造・木造（大断面木造・CLT）やそれらの混構造が考えられます。

防災拠点としての万全の安全性の確保、建設費用の適正化、将来にわたるフレキシビリティの向上などの観点から、S造・RC造・SRC造が適切と想定されます。

ただし、基本設計において、技術開発の動向や建設物価の動向を踏まえたうえで、平面計画や階層構成等を考慮し、改めて最適な構造種別を選定します。

表9 構造種別の比較

| | 鉄骨 (S)造 | 鉄筋コンクリート (RC)造 | 鉄骨鉄筋コンクリート (SRC)造 |
|------------|------------|-------------------|----------------------|
| 大スパンへの対応 | ◎ | ○ | ◎ |
| 地震時の揺れの小ささ | △ | ◎ | ○ |
| 重量 | ◎ | ○ | ○ |
| 耐火性 | ○ | ◎ | ◎ |
| 耐久性 | ○ | ◎ | ◎ |
| コスト | ◎ | ○ | △ |
| 工期 | ◎ | ○ | ○ |

6.4.2 設備計画の考え方

(1) 電気設備

① 電力設備

| | |
|-------|--|
| 受変電設備 | 建設予定地の最寄りの電力線から受電し、受電した電力を庁舎内の各負荷に供給する変電設備を設置します。併せて、複数系統による受電も検討します。業務や防災拠点として必要なシステムの稼働に必要な電源を供給します。 |
| 発電設備 | 停電時に必要な負荷へ電力を供給する自家発電設備を設置し、72時間の連続運転に必要な燃料を確保します。また、自立運転可能な太陽光発電設備や蓄電池の導入を検討します。 |
| 電灯設備 | 各室用途に応じた照明器具やコンセント設備を計画し、外構には外灯等を計画します。LED照明を導入し、人感センサー、昼光利用制御センサーの設置も検討します。 |
| 動力設備 | 空調設備、衛生設備等、電源及び運転制御を必要とする設備には制御盤を設置します。 |

② 情報通信設備

| | |
|-------------|--|
| 構内交換・通信線路設備 | 建設予定地最寄りの電話線より引き込み、電話交換機を介して各電話機に接続します。防災無線や総合情報通信ネットワーク、災害時優先電話等が導入できるように計画します。 |
| L A N 設備 | 各執務室にLAN配管及び接続口を設置し、サーバの設置位置を計画します。 |
| 拡声設備 | 庁舎内の一般業務放送や非常時の一斉放送を行うためのアンプ及びスピーカーを設置します。 |
| 誘導支援設備 | 昇降機、バリアフリートイレ等の必要な場所に呼出用インターホンを設置します。 |
| テレビ受信設備 | アンテナ、ブースターなどの共同受信設備を設置し、各室の端末へテレビ電波を供給します。 |
| 防災設備 | 建築基準法及び消防法に基づき必要となる非常用照明、非常用電源、避雷設備、防排煙設備、自動火災報知設備、誘導灯、非常用防災アンプ等を設置します。 |
| システム設備等 | 各システム管理者において機器の新設、移設が必要な場合は、必要な配管、機器スペースを計画します。 |
| その他 | 庁舎建設に伴い、近隣住宅等の地上波テレビ放送受信に障害が生じると判断した場合は、受信障害対策を講じます。 |

(2) 機械設備

① 空気調和設備

| | |
|-------|---|
| 熱源設備 | 使用する熱源は、庁舎内における熱需要、周辺環境への影響、供給の安定性等を踏まえて選定します。 |
| 冷暖房設備 | 各執務室等に冷暖房機器を設置し、用途に応じて温度・湿度による自動制御、個別制御、集中制御等を行う計画とします。空調方式は、非常時に24時間稼働する危機管理機能の業務特性を踏まえて検討します。 |
| 換気設備 | 各室に換気設備を適宜計画します。換気方式は各室の用途に応じて検討します。 |
| 排煙設備 | 建築基準法に基づき必要となる排煙設備を設置します。排煙方式は、建物形状、構造、用途に応じて検討します。 |

② 給排水衛生設備

| | |
|--------|---|
| 衛生器具設備 | 各執務室、湯沸室、シャワー室、トイレ等の給水が必要な場所へ節水型衛生器具を設置します。 |
| 給水設備 | 市の給水管から引き込み、執務室、湯沸室、シャワー室、トイレ等の必要な場所に供給を行います。 |

| | |
|------|---|
| | 災害時に備え、水槽・配管の耐震性能の確保や防災用井戸・雨水利用設備の導入など、断水時における給水確保についても検討します。 |
| 排水設備 | 庁舎内の汚水雑排水は、市公共下水道へ放流します。災害時の下水道破損に備え、排水貯留についても検討します。 |
| 給湯設備 | 湯沸室、シャワー室等の必要な場所へ給湯するための設備の設置及び配管を行います。 |
| 消火設備 | 消防法に基づき必要となる屋内消火栓、連結送水管を設置します。 |

③ 搬送設備

| | |
|-------|--|
| 昇降機設備 | 使用人数、用途等を踏まえて必要な大きさや台数を検討します。 災害時の早期復旧を考慮し、非常電源の設置や自動復旧型の採用について検討します。 |
|-------|--|

6.5 景観計画に関する考え方

県の合同庁舎として、周辺環境との調和を図るとともに、行政庁舎としてふさわしい永続性や公共性の高い外観デザインとします。また、正面側のデザインだけでなく、新幹線や在来線からの景観にも配慮します。

外構の植栽は、気候特性や地域文化にも配慮した樹種を選定し、四季の変化が感じられる景観を形成します。

郡山南拠点地区計画における建築物等の形態又は意匠の制限

- 1 建築物の屋根、外壁その他戸外から望視される部分又はこれに代わる柱は周囲の都市景観に配慮したデザインとするとともに刺激的な原色の使用を避け、街並みに調和した色調とする。
- 2 屋外広告業を営むものが看板を設置してはならない。
ただし、自己用広告物の設置に係る場合については、この限りでない。
- 3 屋外広告物及び建築設備類は、周囲の景観を損なわないように配慮する。

7. 事業計画

これまでの検討結果を踏まえ、全体事業や事業スケジュール等事業計画について、以下のとおり整理します。

7.1 全体事業費

全体事業費は、最近の県内の類似事例を参考に算出し、概算で80億円程度と想定します。

※ 消費税は10%で積算しています。

※ 全体事業費には、庁舎整備費用、車庫整備費用及び外構等付帯工事費用を含み、調査設計費用や防災行政無線システム等の特殊システムに関する経費は含みません。

※ 用地費、什器類その他備品購入費及び引っ越し費用等は含みません。

7.2 事業スケジュール

新たな郡山合同庁舎整備については、平成26年度に郡山合同庁舎整備方針、平成27年度に基本構想、平成29年5月に基本計画を策定したところであり、今回の基本計画の改訂を経て、基本設計、実施設計、整備工事を予定しています。

設計以降の事業スケジュールについては、令和3年度から基本設計・実施設計、令和5年度から7年度に整備工事、令和8年度からの供用開始予定とします。

7.3 財源

あらゆる方策を講じて財源を確保できるよう、引き続き検討を行います。

7.4 ライフサイクルコストの縮減

新庁舎の計画・立案から、設計、建設、維持管理、修繕、解体するまでの建物の生涯を通じた費用の総計（ライフサイクルコスト）をできる限り縮減します。

(1) 建設コストの縮減策

- ・地下部を設けないなどの基礎工事の最小化
- ・安定した品質で経済性の高い標準品、汎用品、規格品の積極的採用
- ・省力化が可能な工場製品の積極的採用

(2) 修繕改修コストの縮減策

- ・高い耐震性能の確保
- ・設備改修に配慮した設備スペース
- ・ゆとりのある躯体の設計

(3) 運用コスト縮減策

- ・空調負荷の低減
- ・自然エネルギーの有効活用

-
- ・高効率機器の採用
 - ・節水型機器の採用
 - ・省エネ照明制御システムの採用

(4) 保全コストの縮減策

- ・清掃サイクルの長期化（防汚、抗菌、自浄作用の製品及び省ワックス床材などの採用）
- ・メンテナンスしやすい材料の採用
- ・長寿命機器の採用（設備機器、配管、照明ランプなど）
- ・消耗品の仕様・機種の統一

7.5 事業手法の検討

本事業を推進するにあたり想定される事業方式として、設計・施工をそれぞれ分けて発注する従来方式と設計・施工・維持管理・事業資金調達までを一括して特別目的会社（SPC：事業推進を目的として関連企業が設立した会社）に発注するPFI方式が考えられますが、以下の理由により、従来の発注方式を採用します。

- ・行政庁舎の場合、文化交流施設等に比べ、PFIによる大きなメリットは得られないと考えられること。
- ・従来方式でも、起債の活用により、資金の平準化を一定レベルで図ることは可能であると考えられること。
- ・PFI導入には、発注者及び提案者ともに準備に多くの労力やコストを伴い、庁舎整備までに時間を要すること。
- ・従来方式においては、変化への対応等県の意向が反映されやすいこと。